

令和 7 年 2 月 2 5 日 招 集

第 2 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和 7 年第 2 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 3 号	専決処分事項の報告について	令和 7 年 2 月 2 5 日		
議第 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃		
議第 7 号	天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 号	天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 9 号	天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 0 号	天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 1 号	天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 2 号	天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 3 号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 4 号	天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 5 号	天草市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 6 号	天草市空家等の適正な管理に関する条例の制定について	〃		
議第 1 7 号	天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第18号	天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年 2月25日		
議第19号	天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第20号	天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第21号	指定管理者の指定について（天草市地区コミュニティセンター）	〃		
議第22号	指定管理者の指定について（天草市牛深温泉センター）	〃		
議第23号	指定管理者の指定について（うしぶか海彩館）	〃		
議第24号	指定管理者の指定について（宿泊施設やすらぎ荘）	〃		
議第25号	指定管理者の指定について（新和緑の村）	〃		
議第26号	指定管理者の指定について（天草市総合交流ターミナル施設ユメール）	〃		
議第27号	指定管理者の指定について（天草市総合交流施設愛夢里）	〃		
議第28号	指定管理者の指定について（河浦海上コテージ）	〃		
議第29号	市道路線の認定及び廃止について	〃		
議第30号	令和6年度天草市一般会計補正予算（第12号）	〃		
議第31号	令和6年度天草市病院事業会計補正予算（第4号）	〃		
議第32号	令和7年度天草市一般会計予算	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第33号	令和7年度天草市国民健康保険特別会計予算	令和7年 2月25日		
議第34号	令和7年度天草市介護保険特別会計予算	〃		
議第35号	令和7年度天草市後期高齢者医療特別会計予算	〃		
議第36号	令和7年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算	〃		
議第37号	令和7年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算	〃		
議第38号	令和7年度天草市斎場事業特別会計予算	〃		
議第39号	令和7年度天草市一町田財産区特別会計予算	〃		
議第40号	令和7年度天草市新合財産区特別会計予算	〃		
議第41号	令和7年度天草市病院事業会計予算	〃		
議第42号	令和7年度天草市水道事業会計予算	〃		
議第43号	令和7年度天草市下水道事業会計予算	〃		

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 6 年 5 月 11 日（土曜日）
正午頃
- 2 事故発生場所 天草市有明町上津浦 1955 番地（リップルランド公園内）
- 3 和解の相手方 宇城市在住者
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方が自動ドアを通過して建物から退出しようとしたところ、当該自動ドアの閉鎖が止まらず、相手方が自動ドアに衝突し、相手方に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 42,328 円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 6 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 3 号及び第 4 号並びに第 2 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天草市長等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 天草市長等の退職手当に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号及び第 2 項並びに第 8 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 天草市職員の退職手当に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 5 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 6 条第 1 項第 1 号並びに第 1 8 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（平成18年天草市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年天草市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年天草市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号及び第2項並びに第10条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 刑法等一部改正法 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）をいう。

(2) 旧刑法 刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）をいう。

(3) 禁錮 旧刑法第13条に規定する禁錮をいう。

(4) 旧拘留 旧刑法第16条に規定する拘留をいう。

(人の資格に関する経過措置)

3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 禁錮に処せられた者に係る第1条の規定による改正後の天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第7条第1項の規定の適用については、禁錮に処せられた者は、拘禁刑に処せられた者とみなす。

（天草市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例第26条第1項第1号（同条例第33条第7項において準用する場合を含む。）及び第3項第1号（同条例第33条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の天草市職員の退職手当に関する条例第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条第1項第1号並びに第18条第4項並びに天草市職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 7 号

天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
天草市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 1
3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 3 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）の一部改
正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 号

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

(天草市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 9 号

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の退職手当に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数」に改め、同項各号を削る。

附則第 1 3 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市職員の退職手当に関する条例第 1 1 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した天草市職員の退職手当に関する条例第 3 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 10 号

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 262
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「3, 200 人」を「2, 500 人」に改め、同条第 3 項中「200 人」を
「300 人」に改める。

第 3 条第 1 項中「基本団員」を「団員」に改め、同項第 2 号中「以上」の次に「（機能別団
員にあっては、年齢 53 歳以上）」を加え、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 2 号中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 年末警戒出動

第 13 条第 3 項第 3 号中「消防学校での訓練その他の市外での訓練」を「規則で定める訓練」
に改め、同項第 5 号を削り、同条を第 14 条とする。

第 12 条第 3 項第 2 号中「警戒出動」を「年末警戒出動」に改め、「訓練出動」の次に「（
規則で定める訓練を除く。）」を加え、同条を第 13 条とする。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条第 1 項中「基本団員」を「団員」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 2 項第 1 号中「前条」を「第 4 条」に改め、同項第 2 号中「第 3 条第 1 項第 1 号又

は第２項第１号」を「第３条第１号」に改め、同条を第６条とする。

第４条の次に次の１条を加える。

（休団）

第５条 長期間消防団活動に従事することができない団員は、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。この場合において、休団をすることができる期間は、休団１回につき、３年を超えない範囲とする。

２ 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。休団中の団員が、復帰をしようとするときも同様とする。

３ 休団中の団員が復帰をしたときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

４ 休団中の団員には、第９条及び第１０条の規定は、適用しない。

５ 休団中の団員には、第１３条第１項に規定する報酬は、支給しない。ただし、年の中途において休団をし、又は復帰をした団員に対する同項の年額報酬は、月割りをもってその年分の報酬を支給する。

附 則

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２ この条例の施行の際現に機能別団員であつて、年齢５３歳未満であるものは、この条例による改正後の天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（以下「新条例」という。）第３条第２号の規定にかかわらず、新条例の規定による機能別団員とみなす。

（提案理由）

消防団員の定数及び機能別団員の任用要件等の見直し、休団制度の創設等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 11 号

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 18 年天草市条例第 265 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「、その期間」を「その期間、天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 262 号）第 5 条第 1 項の規定により休団をした場合には当該休団をした期間」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上35 年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000 円
副団長及 び方面隊 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000 円
方面副隊 長及び分	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円

団長							
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）等の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 12 号

天草市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市体育館条例の一部を改正する条例

天草市体育館条例（平成 18 年天草市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市亀川体育館の項を削る。

別表第 2 中 「

天草市亀川体育館
天草市瀬戸体育館

」 を「

天草市瀬戸体育館

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

社会体育施設の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 13 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年天草市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 14 号

天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市多目的集会所条例の一部を改正する条例

天草市多目的集会所条例（平成 18 年天草市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

別表魚貫町多目的集会施設の部集会室の項を次のように改める。

集会室	400円	300円
-----	------	------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 15 号

天草市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天草市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年天草市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 16 号

天草市空家等の適正な管理に関する条例の制定について

天草市空家等の適正な管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市空家等の適正な管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市及び所有者等の責務、市民等及び事業者の役割並びに空家等に関する対策を実施するために必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内にある建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者及び市内で事業活動を行う個

人又は法人その他の団体をいう。

(6) 事業者 市内で不動産業、建設業その他空家等に関連する事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 空家等に関する対策は、適切に管理されていない空家等が市民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、市、所有者等、市民等及び事業者が相互に連携を図り、協力して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第7条第1項の規定により空家等対策計画を作成し、所有者等による適切な管理の推進、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、基本理念にのっとり、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

3 所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、特定空家等又は管理不全空家等であると疑われる空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(特定空家等の認定)

第8条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定により調査した空家等が現に第2条第2号に規定する状態であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ第12条第1項に規定する天草市空家等対策審議会に諮問することができる。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼす危険が切迫している場合において、所有者等が必要な措置を講ずる時間的余裕がないと認めるとき（法第22条第11項の規定による措置をとるときを除く。）は、当該所有者等の負担において、危険を回避するために必要最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る所有者等に対し、その旨を通知（所有者等を確知できない場合にあっては、公示）するものとする。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る所有者等から、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

（軽微な措置）

第10条 市長は、空家等について、解放されている窓、門扉等の閉鎖、注意喚起表示その他の規則に定める軽微な措置を講ずることにより地域における防犯上又は保安上の支障を除去し、又は軽減することができると認めるときは、当該措置を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

（関係機関との連携）

第11条 市長は、空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、必要な協力を求めるものとする。

（空家等対策審議会）

第12条 この条例及び法の適正な運用を図るため、天草市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 空家等対策計画の策定、変更及び推進に関すること。
- (2) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施に関すること。
- (3) 施策の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の

一部を次のように改正する。

別表建築審査会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策審議会委員	日額 10,000円
------------	------------

（提案理由）

本市において、空家等の適正な管理に関し、市及び所有者等の責務、市民等及び事業者の役割並びに空家等に関する対策を実施するために必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 17 号

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表天草市立牛深市民病院の項中「85 床」を「60 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

（提案理由）

牛深市民病院の病床数の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 18 号

天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立病院の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

天草市立病院の使用料等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「次に掲げる額」を「5,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で管理者が別に定める額」に改め、同項の表を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別室使用料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 19 号

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天草市水道事業給水条例（平成 18 年天草市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 本渡の部志柿町の項中「及び岩下」を「、岩下及び中の塩屋」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

水道事業に係る給水区域の拡張に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 20 号

天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

天草市学校施設の開放に関する条例（平成 18 年天草市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 10 条関係）

体育館・柔剣道場冷暖房使用料

区分	使用料（全面 1 時間当たり）
倉岳中学校体育館	300 円
河浦中学校体育館	
牛深東中学校体育館	400 円
牛深中学校体育館	500 円
御所浦中学校体育館	
栖本中学校体育館	
新和中学校体育館	
有明中学校体育館	600 円
天草中学校体育館	
本渡東中学校体育館	1, 400 円
稜南中学校体育館	2, 600 円
五和中学校体育館	2, 900 円

本渡中学校体育館	3, 200円
有明中学校柔剣道場	200円
本渡東中学校柔剣道場	700円
稜南中学校柔剣道場	
本渡中学校柔剣道場	900円

（備考） 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

天草市立中学校体育館等の冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 21 号

指定管理者の指定について

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
本渡南地区コミュニティセンター	天草市港町 1 3 番 5 号	本渡南地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
本渡北地区コミュニティセンター	天草市今釜町 1 0 番 4 3 号	本渡北地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
亀場地区コミュニティセンター	天草市亀場町亀川 1 6 9 8 番地	亀場地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
栢宇土地区コミュニティセンター	天草市栢宇土町 1 7 1 1 番地	栢宇土地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
志柿地区コミュニティセンター	天草市志柿町 3 3 9 0 番地 1 0	志柿地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
志柿町瀬戸地区コミュニティセンター			令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
下浦地区コミュニティセンター	天草市下浦町 1 2 8 2 番地	下浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
楠浦地区コミュニティセンター	天草市楠浦町 2 3 6 6 番地	楠浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
本町地区コミュニティセンター	天草市本町本 8 3 2 番地	本町地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
佐伊津地区コミュニティセンター	天草市佐伊津町 2 2 5 8 番地	佐伊津地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
宮地岳地区コミュニティセンター	天草市宮地岳町 5 6 1 6 番地 2	宮地岳地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
牛深地区コミュニティセンター	天草市牛深町 1 2 2 番地 2	牛深地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
久玉地区コミュニティセンター	天草市久玉町 1 4 1 2 番地 1 2	久玉地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
魚貫地区コミュニティセンター	天草市魚貫町 5 5 3 6 番地 1	魚貫地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
深海地区コミュニティセンター	天草市深海町 1 8 4 2 番地 4 2	深海地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
二浦地区コミュニティセンター	天草市二浦町亀浦 1 0 3 5 番地 1 1	二浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
楠甫地区コミュニティセンター	天草市有明町楠甫 4 6 2 9 番地 7	楠甫地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
大浦地区コミュニティセンター	天草市有明町大浦 1 7 2 3 番地 1	大浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
須子地区コミュニティセンター	天草市有明町須子 2 0 8 2 番地 3	須子地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
赤崎地区コミュニティセンター	天草市有明町赤崎 1 8 0 1 番地 1	赤崎地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
上津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町上津浦 3 7 0 6 番地 4	上津浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
下津浦地区コミュニティセンター	天草市有明町下津浦 2 5 0 5 番地 2	下津浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
島子地区コミュニティセンター	天草市有明町大島子 2 6 6 9 番地	島子地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
御所浦地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 5	御所浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
御所浦南地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦 6 1 9 6 番地 2	御所浦南地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
牧島地区コミュニティセンター	天草市御所浦町牧島 6 2 5 番地 7	牧島地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
御所浦北地区コミュニティセンター	天草市御所浦町横浦 3 8 3 番地 6	御所浦北地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
嵐口地区コミュニティセンター	天草市御所浦町御所浦 2 8 9 5 番地 1 4	嵐口地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
浦地区コミュニティセンター	天草市倉岳町浦 3 0 8 9 番地 1	浦地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
棚底地区コミュニティセンター	天草市倉岳町棚底 1 7 8 6 番地 4	棚底地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
宮田地区コミュニティセンター	天草市倉岳町宮田 1 3 2 7 番地 1	宮田地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
栖本地区コミュニティセンター	天草市栖本町河内 4 4 1 4 番地 1	栖本地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
小宮地地区コミュニティセンター	天草市新和町小宮地 6 6 9 番地 1	小宮地地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
宮南地区コミュニティセンター	天草市新和町小宮地 1 0 8 2 1 番地 1	宮南地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
大宮地地区コミュニティセンター	天草市新和町大宮地 4 2 7 5 番地 1	大宮地地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
大多尾地区コミュニティセンター	天草市新和町大多尾 2 8 5 2 番地 1	大多尾地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
中田地区コミュニティセンター	天草市新和町中田 2 2 7 0 番地 5	中田地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
碓石地区コミュニティセンター	天草市新和町碓石 9 5 9 番地 1	碓石地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
御領地区コミュニティセンター	天草市五和町御領 6 6 9 2 番地 1	御領まちづくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
鬼池地区コミュニティセンター	天草市五和町鬼池 1 1 8 4 番地	鬼池まちづくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
二江地区コミュニティセンター	天草市五和町二江 3 0 6 6 番地	二江まちづくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
手野地区コミュニティセンター	天草市五和町手野一丁目 3 7 6 8 番地 3	手野まちづくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
城河原地区コミュニティセンター	天草市五和町城河原一丁目 1 7 番地 1	城河原地域づくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
福連木地区コミュニティセンター	天草市天草町福連木 3 6 4 5 番地 2	福連木里づくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
下田北地区コミュニティセンター	天草市天草町下田北 5 3 4 番地 1	下田北地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
下田南地区コミュニティセンター	天草市天草町下田南 3 0 4 0 番地 1	下田南地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
高浜地区コミュニティセンター	天草市天草町高浜南 5 0 1 番地 1	高浜地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
大江地区コミュニティセンター	天草市天草町大江 7 4 8 0 番地 5	大江地域づくり振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

別紙

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
新合地区コミュニティセンター	天草市河浦町新合 2 0 0 8 番地 4	新合地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
一町田地区コミュニティセンター	天草市河浦町河浦 5 2 2 3 番地	一町田地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
富津地区コミュニティセンター	天草市河浦町崎津 1 1 1 7 番地 2	富津地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
宮野河内地区コミュニティセンター	天草市河浦町宮野河内 3 3 7 番地 6	宮野河内地区振興会	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

議第 22 号

指定管理者の指定について

天草市牛深温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 221 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市牛深温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2286 番地 116

株式会社うしぶか

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 23 号

指定管理者の指定について

天草市うしぶか海彩館条例（平成 18 年天草市条例第 222 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

うしぶか海彩館

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2286 番地 116

株式会社うしぶか

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 24 号

指定管理者の指定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成 18 年天草市条例第 223 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
宿泊施設やすらぎ荘
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 25 号

指定管理者の指定について

天草市新和緑の村条例（平成 18 年天草市条例第 216 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく
指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
新和緑の村
- 2 指定管理者となる団体
天草市新和町小宮地 1 1 3 1 2 番地
NPO 法人天草みどりの村
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 26 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成 18 年天草市条例第 218 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流ターミナル施設ユメール

2 指定管理者となる団体

宇城市三角町三角浦 102 番地

株式会社オフィス寺島

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 27 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例（平成 18 年天草市条例第 215 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市総合交流施設愛夢里

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 4747 番地 1

有限会社愛夢里

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 28 号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例（平成 18 年天草市条例第 227 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦海上コテージ

2 指定管理者となる団体

天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1

有限会社愛夢里

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 29 号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定する路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員 m
1 2 3 4	木原線	天草町大江字浜里 4 2 6 番 1 地先	天草町大江字尾崎 7 8 8 番 4 地先	608.0	3.4～ 17.5
3 3 5 3	本渡老人福 祉センター 線	船之尾町 3 4 4 番 4 地先	船之尾町 3 4 4 番 1 地先	55.8	5.5～ 14.6

2 廃止する路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員 m
1 2 3 4	木原線	天草町大江字浜里 4 2 6 番 1 地先	天草町大江字尾崎 7 3 1 番 1 地先	123.0	3.4～ 8.0

(提案理由)

市道の路線を認定し、及び廃止するには、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項（第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 6 年度天草市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 6 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,265,660 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60,498,086 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,475,000	355,341	22,830,341
	1 地方交付税	22,475,000	355,341	22,830,341
15 国庫支出金		7,438,867	461,323	7,900,190
	1 国庫負担金	5,681,347	159,970	5,841,317
	2 国庫補助金	1,739,887	301,353	2,041,240
16 県支出金		4,301,137	216,169	4,517,306
	1 県負担金	2,472,562	79,985	2,552,547
	2 県補助金	1,617,925	136,184	1,754,109
19 繰入金		3,556,449	180,527	3,736,976
	2 基金繰入金	3,556,449	180,527	3,736,976
22 市債		4,686,900	52,300	4,739,200
	1 市債	4,686,900	52,300	4,739,200
補正されなかった款項に係る額		16,774,073		16,774,073
歳入合計		59,232,426	1,265,660	60,498,086

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,982,570	475,699	11,458,269
	1 総務管理費	10,252,152	475,699	10,727,851
3 民生費		18,269,848	352,444	18,622,292
	1 社会福祉費	5,984,940	64,000	6,048,940
	3 児童福祉費	6,412,247	280,144	6,692,391
	4 生活保護費	1,402,158	8,300	1,410,458
4 衛生費		6,687,767	36,689	6,724,456
	1 保健衛生費	1,253,927	27,917	1,281,844
	5 病院費	1,095,683	8,772	1,104,455
5 農林水産業費		2,872,118	269,591	3,141,709
	1 農業費	1,576,211	154,341	1,730,552
	3 水産業費	996,527	115,250	1,111,777
6 商工費		2,817,514	64,500	2,882,014
	1 商工費	2,817,514	64,500	2,882,014
7 土木費		3,556,067	37,700	3,593,767
	2 道路橋梁費	2,091,211	0	2,091,211
	3 河川費	267,469	37,700	305,169
9 教育費		4,573,209	29,037	4,602,246
	6 学校給食費	952,105	29,037	981,142
補正されなかった款項に係る額		9,473,333		9,473,333
歳 出 合 計		59,232,426	1,265,660	60,498,086

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	L P ガス使用世帯価格高騰支援事業	142,973
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	31,647
	3 児童福祉費	保育所等給食食材費高騰対策事業	12,210
		保育所等光熱費高騰対策事業	11,994
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	1,549
5 農林水産業費	1 農業費	農業者支援物価高騰緊急対策事業	62,900
		畜産振興対策事業	70,441
		畜産業物価高騰緊急対策事業	21,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	33,000
	3 水産業費	魚類養殖振興事業	14,605
		水産業省エネ投資緊急支援事業	93,712
		赤潮被害経営再建緊急支援事業	194,000
		漁業経営セーフティネット緊急支援事業	6,933
6 商工費	1 商工費	中小企業・小規模事業者緊急支援事業	64,500
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修事業	56,272
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	6,000

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年発生補助災害復旧事業（林業施設）	66,533

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	94,000	補正前に同じ	156,000
		市道改良（交付金）事業	50,000	補正前に同じ	96,000

第3表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	146,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	181,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
災害復旧事業	88,000	〃	〃	〃	104,600	〃	〃	〃

令和 6 年度天草市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	4,466,477 千円	8,772 千円	4,475,249 千円
第 2 項 医業外収益	829,618 千円	8,772 千円	838,390 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 9 条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	20,799 千円	8,772 千円	29,571 千円
合	計	105,199 千円	8,772 千円	113,971 千円

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和 7 年度天草市一般会計予算

令和 7 年度天草市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 8, 6 6 9, 5 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		7,612,981
	1 市民税	2,985,048
	2 固定資産税	3,432,851
	3 軽自動車税	311,831
	4 市たばこ税	543,000
	6 入湯税	25,500
	7 都市計画税	314,751
2 地方譲与税		592,718
	1 地方揮発油譲与税	113,000
	2 自動車重量譲与税	366,000
	3 森林環境譲与税	112,418
	4 航空機燃料譲与税	1,300
3 利子割交付金		3,000
	1 利子割交付金	3,000
4 配当割交付金		26,000
	1 配当割交付金	26,000
5 株式等譲渡所得割交付金		39,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	39,000
6 法人事業税交付金		150,000
	1 法人事業税交付金	150,000

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		1,900,000
	1 地方消費税交付金	1,900,000
8 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	10,000
9 環境性能割交付金		62,000
	1 環境性能割交付金	62,000
10 地方特例交付金		52,000
	1 地方特例交付金	52,000
11 地方交付税		22,636,000
	1 地方交付税	22,636,000
12 交通安全対策特別交付金		6,000
	1 交通安全対策特別交付金	6,000
13 分担金及び負担金		87,247
	1 分担金	12,286
	2 負担金	74,961
14 使用料及び手数料		693,668
	1 使用料	486,656
	2 手数料	207,012

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
15 国庫支出金		7,626,183
	1 国庫負担金	6,306,761
	2 国庫補助金	1,301,232
	3 国庫委託金	18,190
16 県支出金		4,416,218
	1 県負担金	2,658,951
	2 県補助金	1,499,972
	3 県委託金	257,295
17 財産収入		130,420
	1 財産運用収入	100,117
	2 財産売却収入	30,303
18 寄附金		2,515,000
	1 寄附金	2,515,000
19 繰入金		2,708,994
	1 特別会計繰入金	53,060
	2 基金繰入金	2,655,934
20 繰越金		1
	1 繰越金	1

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
21 諸収入		994,414
	1 延滞金、加算金及び過料	2,195
	2 市預金利子	6,282
	3 貸付金元利収入	521
	4 受託事業収入	52,265
	5 雑入	933,151
22 市債		6,407,700
	1 市債	6,407,700
歳 入	合 計	58,669,544

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		270,214
	1 議会費	270,214
2 総務費		8,756,393
	1 総務管理費	7,941,527
	2 徴税費	331,822
	3 地籍調査費	40,802
	4 戸籍住民基本台帳費	182,118
	5 選挙費	168,688
	6 統計調査費	64,985
	7 監査委員費	26,451
3 民生費		18,798,635
	1 社会福祉費	5,692,727
	2 高齢者福祉費	4,804,523
	3 児童福祉費	6,886,038
	4 生活保護費	1,414,847
	5 災害救助費	500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
4 衛生費		6,130,645
	1 保健衛生費	931,546
	2 環境費	3,339,842
	3 斎場費	145,105
	4 水道費	327,682
	5 病院費	1,246,099
	6 看護専門学校費	140,371
5 農林水産業費		2,426,633
	1 農業費	1,413,665
	2 林業費	281,189
	3 水産業費	731,779
6 商工費		2,619,320
	1 商工費	2,619,320
7 土木費		4,299,360
	1 土木管理費	198,285
	2 道路橋梁費	3,040,083
	3 河川費	224,096
	4 港湾費	159,939
	5 都市計画費	333,257
	7 住宅費	343,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
8 消防費		1, 972, 004
	1 消防費	1, 972, 004
9 教育費		6, 819, 381
	1 教育総務費	1, 606, 821
	2 小学校費	738, 241
	3 中学校費	308, 644
	4 幼稚園費	85, 878
	6 学校給食費	1, 187, 184
	7 社会教育費	2, 892, 613
10 災害復旧費		49, 710
	1 農林水産施設災害復旧費	12, 500
	2 公共土木施設災害復旧費	37, 210
11 公債費		6, 497, 249
	1 公債費	6, 497, 249
13 予備費		30, 000
	1 予備費	30, 000
歳 出	合 計	58, 669, 544

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	6 学校給食費	学校給食設備整備事業	155,424
	7 社会教育費	棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業	1,837,425

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度商工業設備投資資金利子補給	令和8年度～令和10年度	5,400
令和7年度起業創業支援資金利子補給	令和8年度～令和10年度	20,375

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共交通対策事業	176,500	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。
コミュニティセンター整備事業	37,700			
体育施設整備事業	196,100			
庁舎整備事業	5,700			
普通財産施設整備事業	87,100			
クリーンセンター整備事業	448,300			
環境対策事業	7,000			
看護専門学校施設整備事業	8,000			
農業農村整備事業	166,200			
農林業施設整備事業	7,800			
林道整備事業	14,400			
治山事業	3,900			
漁港施設整備事業	227,000			
観光施設整備事業	119,500			
住宅改修事業	80,000			
道路橋梁整備事業	1,869,300			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川整備事業	126,300	証書借入 又は 証券発行	5. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。
港湾改修事業	112,500			
街路整備事業	20,100			
公園整備事業	79,900			
消防防災施設整備事業	170,600			
小学校施設整備事業	439,700			
中学校施設整備事業	53,900			
共同調理場施設整備事業	147,600			
社会教育施設整備事業	14,000			
文化財整備事業	19,100			
文化施設整備事業	108,600			
資料館整備事業	1,641,600			
災害復旧事業	19,300			
計	6,407,700			

令和 7 年度天草市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度天草市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1, 2 0 4, 2 6 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,365,223
	1 国民健康保険税	1,365,223
2 使用料及び手数料		800
	2 手数料	800
3 国庫支出金		2,914
	2 国庫補助金	2,914
5 県支出金		8,689,926
	1 県負担金・補助金	8,689,926
6 財産収入		1,281
	1 財産運用収入	1,281
7 繰入金		1,130,277
	1 一般会計繰入金	993,510
	2 基金繰入金	136,767
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		13,847
	1 延滞金、加算金及び過料	4,010
	2 預金利子	205
	3 雑入	9,632
歳 入	合 計	11,204,269

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		155,459
	1 総務管理費	134,589
	2 徴税費	7,822
	3 運営協議会費	526
	4 国民健康保険特別対策事業費	12,522
2 保険給付費		8,420,070
	1 療養諸費	7,245,551
	2 高額療養費	1,154,757
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	16,000
	5 葬祭諸費	3,400
	6 傷病手当金	62
3 国民健康保険事業費納付金		2,450,717
	1 医療給付費分	1,766,811
	2 後期高齢者支援金等分	522,325
	3 介護納付金分	161,581
6 保健事業費		145,754
	1 保健事業費	8,850
	2 特定健康診査等事業費	112,442
	3 総合保健施設事業費	24,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
7 基金積立金		1, 281
	1 基金積立金	1, 281
9 諸支出金		10, 988
	1 償還金及び還付加算金	8, 001
	2 繰出金	2, 987
10 予備費		20, 000
	1 予備費	20, 000
歳 出 合 計		11, 204, 269

令和 7 年度天草市介護保険特別会計予算

令和 7 年度天草市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1, 3 3 9, 5 7 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		1,798,482
	1 介護保険料	1,798,482
2 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
3 国庫支出金		2,947,790
	1 国庫負担金	1,898,986
	2 国庫補助金	1,048,804
4 支払基金交付金		2,957,674
	1 支払基金交付金	2,957,674
5 県支出金		1,604,773
	1 県負担金	1,558,363
	2 県補助金	46,410
6 財産収入		1,129
	1 財産運用収入	1,129
7 繰入金		2,028,309
	1 一般会計繰入金	1,798,309
	2 基金繰入金	230,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,221
	1 延滞金、加算金及び過料	120
	2 預金利子	556
	3 雑入	545
歳 入	合 計	11,339,579

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		286,277
	1 総務管理費	140,287
	2 徴収費	6,160
	3 介護認定審査会費	131,171
	4 趣旨普及費	412
	5 計画策定委員会費	8,247
2 保険給付費		10,638,000
	1 介護サービス等諸費	9,553,500
	2 介護予防サービス等諸費	331,100
	3 その他諸費	10,000
	4 高額介護サービス等費	260,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	35,000
	6 特定入所者介護サービス等費	448,400
5 地域支援事業費		349,178
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	308,213
	2 包括的支援事業・任意事業費	40,965
6 基金積立金		1,129
	1 基金積立金	1,129

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		56,061
	1 償還金及び還付加算金	3,001
	3 繰出金	53,060
9 予備費		8,434
	1 予備費	8,434
歳 出 合 計		11,339,579

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
健やか生きいきプラン策定支援業務委託料	令和8年度	4,840

議第 3 5 号

令和 7 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度天草市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 9 3, 0 6 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,102,016
	1 後期高齢者医療保険料	1,102,016
2 使用料及び手数料		125
	1 手数料	125
3 国庫支出金		1,382
	1 国庫補助金	1,382
5 繰入金		569,521
	1 一般会計繰入金	569,521
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		20,020
	1 延滞金、加算金及び過料	275
	2 預金利子	91
	3 償還金及び還付加算金	1,000
	4 雑入	18,654
歳 入	合 計	1,693,065

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		49,474
	1 総務管理費	45,838
	2 徴収費	3,636
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,642,091
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,642,091
4 諸支出金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	1,693,065

令和 7 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算

令和 7 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 3, 1 2 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 使用料及び手数料		58,785
	1 使用料	58,785
6 繰入金		104,323
	1 一般会計繰入金	104,323
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		13
	2 雑入	13
歳 入	合 計	163,122

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 浄化槽市町村整備推進事業費		146,310
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	146,310
3 公債費		16,612
	1 公債費	16,612
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出	合 計	163,122

令和 7 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計予算

令和 7 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 1 8, 3 8 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診療収入		97,800
	1 診療収入	97,800
2 使用料及び手数料		962
	1 手数料	962
5 財産収入		509
	1 財産運用収入	508
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		191,694
	1 一般会計繰入金	191,458
	2 特別会計繰入金	236
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		8,922
	1 諸収入	8,922
9 市債		18,500
	1 市債	18,500
歳 入 合 計		318,388

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務管理費		222,415
	1 総務管理費	222,415
2 医業費		38,209
	1 医業費	38,209
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 公債費		57,163
	1 公債費	57,163
5 予備費		600
	1 予備費	600
歳 出	合 計	318,388

第2表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国民健康保険診療施設整備事業	18,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。

令和 7 年度天草市斎場事業特別会計予算

令和 7 年度天草市の斎場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166,660 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		9,953
	1 使用料	9,953
2 繰入金		145,105
	1 一般会計繰入金	145,105
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	2 雑入	1
5 市債		11,600
	1 市債	11,600
歳 入 合 計		166,660

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 斎場事業費		86,504
	1 斎場事業費	86,504
2 公債費		78,156
	1 公債費	78,156
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	166,660

第 2 表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
斎場整備事業	11,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。

令和 7 年度天草市一町田財産区特別会計予算

令和 7 年度天草市の一町田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 7 0 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		75
	1 財産運用収入	73
	2 財産売却収入	2
2 繰越金		14,613
	1 繰越金	14,613
3 諸収入		15
	1 預金利子	14
	2 雑入	1
歳 入	合 計	14,703

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,265
	1 総務管理費	1,265
2 予備費		13,438
	1 予備費	13,438
歳 出	合 計	14,703

議第 4 0 号

令和 7 年度天草市新合財産区特別会計予算

令和 7 年度天草市の新合財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 2 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2
	1 財産売却収入	2
2 繰越金		1,220
	1 繰越金	1,220
3 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	1,224

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		295
	1 総務管理費	295
2 予備費		929
	1 予備費	929
歳 出	合 計	1,224

令和 7 年度天草市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度天草市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		233 床
一般病床		145 床
療養病床		68 床
結核病床		20 床
(2) 延患者数		215, 899 人
入院患者数	一般病床	49, 640 人
	療養病床	24, 090 人
	結核病床	1, 825 人
外来患者数	一般外来	132, 276 人
	介護サービス	8, 068 人

(3) 一日平均患者数		688 人
入院患者数	一般病床	136 人
	療養病床	66 人
	結核病床	5 人
外来患者数	一般外来	453 人
	介護サービス	28 人

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		4,471,662 千円
第1項 医業収益		3,584,096 千円
第2項 医業外収益		887,554 千円
第3項 特別利益		12 千円
支 出		
第1款 病院事業費用		4,423,700 千円
第1項 医業費用		4,373,917 千円
第2項 医業外費用		48,975 千円
第3項 特別損失		8 千円
第4項 予備費		800 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 200,293 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 336 千円、過年度分損益勘定留保資金 199,957 千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的收入	227,127 千円
第1項 企業債	41,200 千円
第2項 他会計負担金	179,052 千円
第3項 他会計補助金	2,750 千円
第4項 県補助金	4,125 千円

支 出

第1款 資本的支出	427,420 千円
第1項 建設改良費	73,967 千円
第2項 企業債償還金	353,453 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備事業及び 医療機器整備事業	41,200 千円	証書借入 又は 証券発行	5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,885,054 千円

(2) 交 際 費

527 千円

（他会計からの補助金）

第 9 条 一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
病院事業収益	医業外収益	25,009 千円	研究研修費、児童手当等に要する経費等の一部を補助するため（一般会計）
資本的収入	他会計補助金	2,750 千円	国保直診施設が行う医療機器整備事業を補助するため（国民健康保険特別会計）
合計		27,759 千円	

（たな卸資産購入限度額）

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、386,960 千円と定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度天草市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度天草市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	34,023 戸
(2) 年間総給水量	7,608,496 m ³
(3) 一日平均給水量	20,845 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路整備事業	432,056 千円
イ 施設整備事業	289,600 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 事業収益	2,126,605 千円
第1項 営業収益	1,782,461 千円
第2項 営業外収益	344,134 千円
第3項 特別利益	10 千円

	支	出	
第 1 款 事業費			2,282,262 千円
第 1 項 営業費用			2,193,021 千円
第 2 項 営業外費用			88,401 千円
第 3 項 特別損失			640 千円
第 4 項 予備費			200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 1 2 1, 4 6 6 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 7, 2 9 8 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1, 0 3 4, 1 6 8 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			589,033 千円
第 1 項 企業債			363,800 千円
第 2 項 出資金			178,419 千円
第 3 項 工事負担金			46,814 千円

	支	出	
第 1 款 資本的支出			1,710,499 千円
第 1 項 建設改良費			1,007,089 千円
第 2 項 企業債償還金			703,410 千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	363,800 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費

166,394 千円

（他会計からの補助金）

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	118,763 千円	水道事業会計の経営基盤確立のため。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1, 000千円と定める。

令和7年2月25日提出

天草市長 馬場 昭治

令和 7 年度天草市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度天草市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	13,364 戸
(2) 年間総処理水量	4,089,700 m ³
(3) 一日平均処理水量	11,205 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良事業	67,840 千円
イ ポンプ場建設改良事業	320,145 千円
ウ 処理場建設改良事業	569,419 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益			1,781,692 千円
第 1 項 営業収益			814,444 千円
第 2 項 営業外収益			967,248 千円
	支	出	
第 1 款 事業費			1,808,468 千円
第 1 項 営業費用			1,748,614 千円
第 2 項 営業外費用			59,154 千円
第 3 項 特別損失			500 千円
第 4 項 予備費			200 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 0 4, 2 4 5 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 7, 1 6 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 2 3, 1 4 0 千円及び当年度分損益勘定留保資金 3 2 3, 9 4 5 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			896,937 千円
第 1 項 企業債			541,000 千円
第 2 項 補助金			349,552 千円
第 3 項 受益者負担金及び分担金			6,385 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,501,182 千円
第 1 項 建設改良費	959,392 千円
第 2 項 企業債償還金	540,290 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく利子補給 (令和 7 年度)	令和 8 年度～令和 12 年度	376 千円
	年度別内訳	
	令和 8 年度	132 千円
	令和 9 年度	104 千円
	令和 10 年度	76 千円
	令和 11 年度	48 千円
	令和 12 年度	16 千円
天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づく損失補償	金融機関が補償の履行日として指定する期間	天草市水洗便所等改造資金の利子補給等規程に基づき改造工事を行う者に対し、金融機関が 1 箇所(世帯)につき 700 千円以内で貸付けた融資総額の 50%を限度に損失補償

事 項	期 間	限 度 額
浄南雨水ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和 8 年度	200,000 千円
本渡浄化センター汚泥脱水設備改築工事	令和 8 年度～令和 9 年度	1,063,000 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	541,000 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利 率）	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。ただし、市財政 の都合により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借 換えすることができる。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（ 1 ） 職員給与費 100,184 千円

（他会計からの補助金）

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額及び理由は、次のとおりと定める。

款	項	金額	理由
事業収益	営業外収益	451,468 千円	下水道事業会計の経営基盤確立のため。
資本的収入	補助金	54,052 千円	

令和 7 年 2 月 25 日提出

天草市長 馬場 昭治